

去る9月定例会では、不本意にも個人質問を行わないとの決定がされてしまい、予定していた質問や提案、要望を行うことができませんでした。今回の質問の幾つかは、関係課の職員の方々には8月頃から、意見交換や情報収集をして頂いていたのに、公式な場での議論がこのタイミングまでできなかったこと、大変、申し訳ございません。また、当初は市議会のホームページでも9月定例会で個人質問がある日程の予定表が記載されており、私自身も、紙媒体やホームページ等で、9月定例会での個人質問の予定をお知らせしていましたので、市民の方々の中には、どんな議論がなされるのか、興味や関心、期待をして下さった方もおられたようで、大変、お待たせしてしまい申し訳ございませんでした。

それでは、私自身も待ちに待った実に1年ぶりの個人質問をさせて頂きたいと思います。

【こども園等の入所選考について】

(一問目)

こども園等の入所選考について伺います。まずは、保育所やこども園の入所選考の流れと、入所選考に携わる職員数、職員の方々が入所選考に費やすおおよその時間を教えてください。

<答弁>

保育所等の入所選考は、3月を除き毎月実施していますが、その中で最も時間を費やす、4月入所選考の大まかな流れは、まず入所申込の受付後に、就労時間など選考に必要な情報のシステム入力を行い、選考データ、選考台帳の作成を行います。選考データを基にエクセルやアクセスを用い、優先順に従い、障害児等で特に集団保育を必要とする児童、引き上げ転所、通常の転所希望者、新規入所希望者の順で、事前に保育施設に確認した欠員と保護者の希望をマッチングさせ、内定者を決定し、保護者に結果を通知する流れとなります。この入所選考に携わる職員は、常勤・非常勤あわせて14人ですが、入所・入園に関連した窓口相談や保育料の債権管理事務等他の業務と併行して行っています。10月から3月までの4月選考で費やす時間は約2300時間でございます。

(二問目)

最近、保育所やこども園の入所選考を人工知能(AI)の活用により、大幅に省力化、簡略化するサービスを提供する企業が出てきたり、実際に、活用する自治体が出てきています。自治体の規模、入所を希望する児童の数、入所の選考基準等によって、差はあるかと思いますが、AIの活用により、これまで、自治体の職員が膨大な時間をかけて行っていた入所選考作業を、わずか数秒から数分で終わってしまう事例もあるようです。さらに、AIは入所選考の判断根拠になった要因も提示する機能を備えることで、職員の方々が、保護者の方々に何故、希望の園に入所できなかったのかなど選考理由の説明にも役立つとのことですので、伺いますが、豊中市として、保育所やこども園の入所選考にAIを活用することについて、これまで、調査や研究はされてきたのでしょうか。入所選考にAIを活用することに対する市の見解、今後の活用の可能性等についても合わせてお聞かせ下さい。さらに、

AIを活用するにあたって、課題とされていること、懸念されていることがあれば、教えてください。

<答弁>

AIの活用については、現在、本市の選考基準通りにAIが判定できるかどうかの検証を始めたところです。今後、本市においてAIを活用する場合の課題等については、一つ目は、本市の入所選考は、先ほど答弁で述べました順に行っているため、例えば、引き上げ転所については、希望園にマッチングしない結果となった場合に、選考作業を中断し保護者との間で内定保育施設の調整を実施するなど、マッチングの過程で個別対応をはさむ必要が生じることから、対応が可能かどうかの検討が必要です。二つ目は、システムの入力内容の増加が見込まれ、それにかかる作業に時間を要することがあります。三つ目は、質問でも述べられています、保護者への選考結果に至った過程の説明に役立つのか、などが考えられます。活用するかどうかについては、これらの課題について検討するとともに、現在実施しています検証結果により、十分な効果が見込まれることを見極め、判断してまいります。

(意見・要望)

AIの活用により懸念されるいくつかの課題が克服できるのか否か、引き続き、しっかりと検証をして頂きたいと思っておりますし、来年度から保育所等の入所選考にAIを活用される自治体もあるようですので、先行事例の状況についても十分に注視して頂きたいと要望しておきます。その上で、何でもかんでもAIを活用すべきというつもりはありませんが、技術革新が目覚ましい中で、AIの活用により、作業の効率化、職員の方々の手間の省力化が図れる業務が、保育所等の入所選考業務に限らず、行政の行っている様々な業務であるように思います。今日、計算をする際に、ひっ算でする方は少なく、電卓を使う方が多いでしょうし、文章を作成する際に、手書きでする方は少なく、パソコンやスマホなどで打ち込まれる方が多いでしょう。情報を入力する際にも、ネットや検索システムを活用して入手される方が多いと思います。それらは全て便利で、効率的かつ省力的に業務が遂行できるからのはずで、同様に、今行われている業務もAIを使えば、もっと効率的に遂行できる可能性は十分にあると思います。是非とも、この際、保育所等の入所選考業務だけでなく、全庁的に、各部局、各課でも一つ一つの業務において、AIの有用性について検証、調査をして頂くことを強く要望しておきます。

【別室登校の実態と環境整備について】

(一問目)

別室登校の実態と環境整備について伺います。登校できても、様々な理由や事情で通常の教室には入れず、通常教室以外の場所(別室)に登校している児童や生徒が豊中市でも少なからずいるように思います。まず、ここ数年、別室登校をしている児童生徒数の推移はどうなっているのか、教えてください。また、別室登校の児童生徒は、どのような学校生活を送っているのか、さらに、各学校では、どのような体制で、誰がどのように対応しているのか、教えてください。

<答弁>

教室以外の校内の場所へ別室登校している本市の児童生徒数について、小学校では平成28年度74人、平成29年度120人、中学校では平成28年度87人、平成29年度111人、となっております。

各学校では、校内のいじめ不登校対策委員会等で全教職員が情報共有しながら、教職員はもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職、スクールサポーターなども含めて、さまざまな人が話し相手や学習の補助などを行い、不安を和らげ、人間関係の幅を広げたり、学習支援を行ったりしております。別室登校している児童生徒の過ごし方は個々の状況に応じて多様ですが、自分のペースで学習したり、さまざまな人とコミュニケーションをとったりして個別の課題に取り組んでおります。

(二問目)

別室登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。また、学習設備が不十分な空き教室で、更に学習を見る職員の配置も不十分という環境、支援体制の中で、生活や学習をしている児童生徒も少なからずいるのではないかと想像します。そこで伺いますが、別室登校の児童、生徒に対する現状と課題について、教育委員会はどの様に考えておられるのか見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

各学校では、登校を渋る児童生徒が別室利用することで登校できたり、長らく学校を休んでいた不登校の児童生徒が、まずは別室利用したりするなど個人のペースを尊重しつつ、細やかな配慮を行っております。不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、個々の状況に応じた個別の支援を工夫する必要があり、教育委員会としましても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣するとともに、中学校少人数学級事業において、不登校担当者に対する人的支援を行ったり、小学校の別室支援に少年文化館の創造活動スタッフを派遣したりしており、今後も効果的な支援に努めてまいります。

(意見・要望)

学校によっては、空き教室の確保が難しい学校、別室登校の児童生徒に対応する人の

配置が十分にできていない学校もあるのではないのでしょうか。その点では、現状、別室登校をしている児童生徒が生活している部屋の環境や対応する職員の人的配置には、改善や工夫の余地があるように思います。そこで、例えば、通常教室で行われている授業のサテライトシステムを別室に導入したり、別室担当員を配置したりするなど、少しでも、通常教室と同様の環境下で、学校生活を送れるようにすることが、本人の自立を促していく際に必要ではないかと思えます。私は、これまで、不登校児童、生徒に対する意識や認識は一定ありましたが、別室登校の児童、生徒に対する意識や認識は薄かったように思います。今回、この質問をするに至ったのは、実際に豊中市内の小中学校で別室登校を経験した学生と話をする機会があったからで、今回の問題提起も改善策のアイデアもその学生の実体験を参考にしたものばかりです。ただ学校に通えさえすれば良いと言うつもりも、通常教室に通えることだけが正しいと言うつもりも決してありません。そうではなく、通常教室であれ、別室登校であれ、少年文化館に通うにしても、外部のフリースクールに行くにしても、義務教育課程の子どもたちが、どのような場所でも、成長過程、自立に向かう過程で必要な学習環境、生活環境は、しっかりと整え、提供されるべきではないかと私は考えます。そういう意味からも、別室登校において、先ほど述べたような提案も含め、環境整備や人的配置に更なる予算が必要ということであれば、積極的に、予算措置をして頂きたいと強く要望しておきます。

【通知表の評定について】

（一問目）

中学校の通知表の評定について伺います。相対評価から絶対評価に評価手法が変更されて少し経ちますが、絶対評価は、相対評価に比べて、評価の規準が曖昧で、評価規準や評価指標の明確化が重要であることを常々、訴えてきました。あらためて、伺いますが、現在の通知表における教科の評定は、5段階で示されますが、5段階の評定について、明確な規準や定めはあるのでしょうか。具体的には、各教科の評定は、定期テストや授業中の様子、作品等の提出物などで行われ、教科ごとにいくつかの項目（観点別）で3段階（A・B・C）評価され、それらを総合的に評価されて、1から5までの評定がつけられています。教育委員会としては、定期テストで何点以上を取ればA評価とする、授業中の様子や、作品等の提出状況がどのようであればA評価とするといった明確な評価指標を各学校、各教職員に示しておられるのでしょうか。更には、5段階評定で5をつけるためには、観点別評価で、Aがいくつ以上、Bがいくつ未満等といった明確な指標は示しておられるのでしょうか。

＜答弁＞

学習評価は、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、どの程度実現できたか、その実現状況を評価するものです。生徒の達成目標を具体的に示したものの、いわゆる評価規準につきましては、各中学校において、学習指導要領に従い、自校の教育課程に基づいて、設定しております。各学校における評価活動は、教員が自校の指導計画、評価規準などに基づき、その精度を高めることに努め、各学校の責任で行うものであり、そのことが、学習指導と学習評価を一体的に進めていくことになると認識しております。

（二問目）

絶対評価では、学校ごと、場合によっては評定を下す教員ごとに評定のバラつきが生じてしまうこともあるのではないのでしょうか。極端な話、5が乱発している学校がある一方で、なかなか5が取れない学校が発生しているということはないのでしょうか。生徒やその保護者が不公平感を抱いていると言ったことは起こっていないのでしょうか、教育委員会の認識と見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

評価規準や評価方法等については、各学校において、学校全体の取り組みに位置付け、組織的かつ計画的に検討や検証が重ねられており、より妥当性や信頼性の高い評価が行えるよう取り組んでおります。

あわせて、各学校では、保護者や生徒に対しまして、評価に関わる適切な情報を提供し、生徒の学習意欲の喚起や保護者の理解が得られるよう努めております。

(三問目)

絶対評価の課題として、その評定の曖昧さを指摘している訳ですが、生徒にとっては、その評定の一つ一つが受験の際の持ち点に繋がる訳で、将来を左右する大きな要素になる訳です。そのことについて、教育委員会としてはどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。また、教育委員会として、評定の曖昧さを解消する手立て、生徒や保護者が評定結果に納得が得られるようにする方策を取られているのであれば、教えて下さい。

<答弁>

公立高等学校入学者選抜の調査書評定については、生徒一人ひとりの中学校3年間の教育課程における幅広い学習活動が適切に評価され、進路選択にあたって適切に反映されるべきものと考えております。

教育委員会としましては、これまでも、継続的に評価に関する研修会を実施するとともに、中学校全体を対象とした評価に関わる担当者連絡会を定期開催し、各校の評価活動の交流や情報共有を図り、自校での検証を促すなどの取組みを進めており、引き続き、その充実に努めてまいります。

(意見・要望)

絶対評価が、相対評価に比べて、評価基準が曖昧になることは仕方ないことだと思います。だからこそ、評価基準の明確化、評価指標の数値化を可能な限り図るべきだと思います。評価基準、評価方法は各学校に任せておられるとのことでしたが、くれぐれも学校間での格差が生じることのないよう、担当者連絡会等を通じて、常に細心の注意を払って頂きたいと要望しておきます。また、保護者や生徒に対し、評価に関わる適切な情報を提供するように努めているとご答弁がございましたが、そうであれば、現在、3段階(A、B、C)で評価されている観点別評価については、もっと明確化を図った方が、生徒の学習意欲の喚起や保護者の理解が得られると思いますので、A、B、Cと評定するだけでなく、それぞれが、何点のA、B、Cなのか数値でも評定することを検討頂きたいと思います。通知表の評定は、中学校3年間の幅広い学習活動の評価との答弁がございましたが、生徒たちにとっては、そのような受け止めではなく、その評定の一つ一つが受験の際の合否に影響する持ち点として捉える訳です。また、通知表の評定が高校の進路選択にあたって適切に反映されるべきものと考えているとご答弁がございましたが、そう認識されているのであれば、尚更、生徒たちに対して、テストで何点取れば、授業態度や取り組み姿勢がどうであれば、観点別評価でAが取れて、5段階評定で5が取れるのか具体的に示し、明確に5を取れる手段や方法を理解した上で、努力できるようにして頂きたいと思います。繰り返しにはなりますが、絶対評価を否定するつもりはありませんが、生徒たちの進路選択(志望校の選択)という将来を左右する判断要素の一つとなる通知表の評定については、今後も、可能な限り、評価基準の明確化、評価指標の数値化を強く要望しておきます。

【小中学生の学校健診後の治療状況について】

（一問目）

小中学生の学校での健康診断後の治療状況について伺います。まずは、市内の小中学校で実施されている学校健診において、要受診と診断された児童、生徒の割合のここ数年の推移を教えてください。

＜答弁＞

小・中学校における定期健康診断の結果につきましては、本市の学校保健の統計資料として年度別にまとめ、「豊中の学校保健・学校体育」の名称で、本市ホームページにも掲載しているところです。健診内容によって、疾病や異常があった割合を年次推移でまとめており、例えば、平成26年度からの3年間では、眼科検診は21.4%、25.6%、32.6%と推移しており、耳鼻科検診では、31.7%、29%、32%と推移しております。また、歯科検診においては、30%、24.1%、28.7%と推移しております。

（二問目）

ある団体が府内の小学校から高校までを対象にした調査で、学校での健診で要受診と診断された児童、生徒の内、眼科検診で約63%、耳鼻科検診で約43%、歯科検診で約64%が未受診との驚くべき報告があがっていました。そこで伺いますが、本市においては、要受診と診断された児童、生徒の内、医療機関に行って、治療済みの報告をした児童、生徒の割合の推移はどうなっているのか教えてください。また、学校現場では、要受診と診断された児童、生徒の内、未受診者の把握は厳密に行っておられるのでしょうか。

＜答弁＞

教育委員会として治療済みの児童生徒数の調査はしておりませんが、各学校におきまして、健康診断の事後措置として、必要な医療を受けるよう通知した児童生徒の受診結果について、その把握を適切に行っております。

（三問目）

未受診者に対して、受診勧奨などは行っておられるのでしょうか。さらに、教育委員会から、学校現場に、学校健診で要受診と診断されながら未受診の児童、生徒に対する受診勧奨を促す取り組みはされているのでしょうか。そもそも、学校健診で要受診と診断されたにもかかわらず、医療機関を受診せず未治療のまま放置されている児童、生徒の要因分析は行っておられるのでしょうか。視力低下で黒板の字が見えにくい、耳垢栓塞（じこうせんそく）で、声が聞こえにくいなど学習に支障の出ている児童生徒や、虫歯等で生活に支障が出ている児童生徒はいないのでしょうか、教育委員会の認識と見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

各学校においては、適切な治療がなされるよう、学級担任や養護教諭が連携して、受診を

促す取組みを行っており、疾病や異常の状況によっては、早期に必要な医療を受けるよう保護者への連絡の徹底を図っています。

各学校では、日常の健康観察や児童生徒の学校生活の様子から、その心身の状況を把握し、適切な健康相談や保健指導に努めております。教育委員会と致しましても、各学校における適切な保健管理の実施とその充実が図られるよう努めているところです。

(四問目)

市内の小中学校での健診事業に要する市の歳出額を教えてください。また、この事業の目的を教えてください。

<答弁>

健康診断に関わって、平成30年度の予算額では、嘱託医報酬として、小中学校あわせて、1億491万600円を計上しております。また、児童健康管理事業として、小中学校あわせて2139万9千円を計上しています。健康管理事業の内容項目は、心臓検診、結核検診、尿検査などの実施委託料、健康手帳や学級保険簿などの印刷製本費、体重計やオージオメータの検査費等となっております。

学校における健康診断は、児童生徒の健康の保持増進を図る保健管理の中核に位置付けられるものであり、本事業は、その健康診断を学校保健安全法に基づいて適切に実施することを目的としております。

(意見・要望)

健診事業の目的が、適切に健康診断を実施することとの答弁で、私の疑問がスッキリしました。つまり、教育委員会としては、健康診断を実施すれば事業目的が達成されているとの認識でこれまで事業を実施されてきたのだと思います。だからこそ、現状では、学校健診は毎年実施され、ほぼ全児童生徒が受診しているものの、検診によって疾病や異常が発見された児童生徒が、その後、きちんと治療を受けたか否かを教育委員会として、把握してこられなかった訳です。学校健診で、子どもたちの疾病や身体の異常が発見できれば、それだけで良いのでしょうか。私は、学校健診事業を通じて、早期治療や病気の重篤化の防止も図るべきであり、現状では最大限の事業効果が得られていないと思います。

教育委員会では、治療済みの児童生徒の実態把握はしていないが、各学校で健康診断の事後措置として、必要な医療を受けるよう通知した児童生徒の受診結果について、把握を適切に行っていると答弁されましたので、そうであれば、まずは早急に全小中学校から、健康診断で要受診と診断された児童生徒で未受診の児童生徒がどれくらいいるのかデータを収集し、教育委員会としてもしっかりと実態把握に努めるべきです。本来は健康診断で要受診と診断された児童生徒全てが、治療済みの報告をするまで各学校で受診勧奨や追跡調査をするべきだと思いますので、各小中学校からのデータを収集した上で、受診率の低い学校に対しては、その理由等についても聞き取り調査をすべきではないかと思えます。受診しない理由を探っていけば、単に子どもが親に学校からの連絡を怠っている場合

もあるでしょうし、家庭の経済的事情で受診出来ていない場合などもあるかも知れません。これらの点も含めて、児童生徒の疾病や異常の早期発見に留まらず、早期治療や病気等の重篤化の防止をはじめ、子どもたちの学習環境や生活環境の改善にもつなげるためにも、早急に全小中学校に対し、治療済みまたは未受診の児童生徒数の実態について調査し、教育委員会として把握して頂くことを強く要望しておきます。